

令和元年度 第1回甲賀市少年センター協議会 次第

日時:令和元年(2019年)6月25日(火)

13:30～15:30

場所:甲賀市役所 別館 会議室203

1. 開 会

市民憲章唱和

2. あいさつ

3. 委員自己紹介

- ・ 甲賀市少年センター協議会委員名簿・・資料1

4. 附属機関会議の公開等に関する指針確認事項について

- ・ 甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針・・資料2

5. 報告

- (1) 甲賀警察署管内の状況
- (2) 甲賀公共職業安定所管内の就労状況

6. 議事

- (1)平成30年度甲賀市少年センター活動状況について・・資料3
- (2)令和元年度甲賀市少年センター活動内容及び事業計画(案)について・・資料4

7. 意見交換

[添付資料]

- ・ 少年センターだより・・資料5
- ・ 甲賀市少年センター条例・・資料6
- ・ 甲賀市少年センター条例施行規則・・資料7

8. その他

9. 閉会

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に あなたも仲間
いろどる山河と 生きいき文化
こぼれる笑顔に 応える安心
うみだす活力 受けつぐ伝統

資料 1

甲賀市少年センター協議会委員名簿

No.	機 関 名	職 名	氏 名	委嘱日	任 期
1	甲賀警察署生活安全課	課 長	小谷 正樹	H30. 4. 1	H30. 4. 1～R 元. 9. 30
2	甲賀保護区保護司会	会 長	中本 欽三	R 元. 5. 15	R 元. 5. 15～R 元. 9. 30
3	甲賀市民生委員児童委員協議会連合会	理 事	渡邊 満栄	H29. 10. 1	H29. 10. 1～R 元. 9. 30
4	甲賀市更生保護女性会	会 長	辻 好子	H29. 10. 1	H29. 10. 1～R 元. 9. 30
5	甲賀市少年補導(委)員会	会 長	北村 正之	H29. 10. 1	H29. 10. 1～R 元. 9. 30
6	甲賀市青少年育成市民会議	会 計	中井れい子	H29. 10. 1	H29. 10. 1～R 元. 9. 30
7	甲賀市区長連合会	副会長	大家 雅彦	R 元. 5. 9	R 元. 5. 9～R 元. 9. 30
8	甲賀市 P T A 連絡協議会	顧問	戎脇 浩	R 元. 6. 3	R 元. 6. 3～R 元. 9. 30
9	甲賀市小学校校長会 (希望ヶ丘小学校)	校 長	今宿 国夫	H31. 4. 1	H31. 4. 1～R 元. 9. 30
10	甲賀市中学校校長会 (城山中学校)	校 長	北村 哲也	H31. 4. 1	H31. 4. 1～R 元. 9. 30
11	甲賀市湖南市高等学校校長会 (滋賀県立甲南高等学校)	校 長	伊吹 直樹	H31. 4. 1	H31. 4. 1～R 元. 9. 30
12	甲賀公共職業安定所	統括職業指導官	丸亀 大輔	H31. 4. 1	H30. 4. 1～R 元. 9. 30
13	市民環境部生活環境課	課 長	廣岡 由美	H31. 4. 1	H31. 4. 1～R 元. 9. 30
14	こども政策部子育て政策課	管理監	澤田いすづ	H30. 4. 1	H30. 4. 1～R 元. 9. 30
15	教育委員会事務局学校教育課	課 長	福井 篤子	H30. 4. 1	H30. 4. 1～R 元. 9. 30

甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づき設置される附属機関の会議（以下「会議」という。）の公開等に関し、会議の公正性の確保と透明性の向上を図ると共に、広く情報を公開することにより市民の市政への参加の促進と信頼の確保を図り、公正な市政の推進に資することを目的として、法令等（条例及び規則を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除き、会議の公開等に関し基本的な事項等を定めるものとする。

(附属機関の範囲)

第2条 前条に規定する附属機関の範囲は、法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところによる市の執行機関が設置する附属機関とする。ただし、次条及び第4条において、全部非公開とする会議の附属機関は、この限りでない。

(会議の公開の基準)

第3条 会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 非公開とすることについて法令等に規定されている場合
- (2) 甲賀市情報公開条例（平成16年甲賀市条例第15号。以下「公開条例」という。）第6条各号に定める非公開情報に関し審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

(公開又は非公開の決定)

第4条 会議の公開又は非公開の決定は、前条の規定に基づき、附属機関の長（以下「会長等」という。）が当該附属機関に諮って行うものとする。ただし、前条の規定により明らかに非公開とすべきものについては、附属機関を所管する所属の長が、会長等の意見を聴く等の方法により、非公開を決定することができるものとする。

2 附属機関は、会議の非公開を決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

(公開の方法等)

第5条 会議の公開の方法等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 会議を公開する場合、附属機関は傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 傍聴者の定員は5人以上とする。ただし、会場の規模等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- (4) 傍聴の受付は、原則として当日、先着順により行うものとする。ただし、多数の傍聴希望者が見込まれる場合等は、この限りでない。
- (5) 傍聴者に対しては、会議資料（公開条例第6条各号の規定に該当する情報が記載されているものを除く。）を配付し、又は閲覧に供するものとする。
- (6) 会長等は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

（会議の傍聴）

第6条 会議の傍聴は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次のアからカまでのいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

ア 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

イ 酒気を帯びていると認められる者

ウ 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯している者

エ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等の意思を表示するものを携帯している者

オ 笛、太鼓、その他の楽器の類又はラジオ、拡声器その他の音響装置等の大きな音のするものを携帯する者

カ アからオまでに定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

- (2) 会長等は、傍聴者に対し次に掲げる事項を遵守させ、静穏に傍聴するよう求め、会議の公正かつ円滑な運営に努めるものとする。

ア 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。ただし、報道機関の取材活動について、会長等の許可を得た場合は、この限りでない。

イ 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と賛否を表明しないこと。

ウ 大きな声、音を発する等騒ぎ立てないこと。

エ みだりに席を離れ、又は不体裁な行動をしないこと。

オ 飲食又は喫煙しないこと。

カ 携帯電話等の通信機器の使用（着信音を発することを含む。）をしないこと。

キ アからカまでに定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（３） 会長等は、会議を非公開とする決定をするときは、傍聴者に対し、速やかに退場するよう指示しなければならない。

（４） 傍聴者がこの指針に定める事項に違反する場合は、会長等がこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

（会議開催の周知）

第 7 条 附属機関は、会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の 7 日前までに、次に掲げる会議の開催案内（様式第 1 号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

（１） 会議の名称

（２） 開催日時

（３） 開催場所

（４） 議題

（５） 公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）

（６） 傍聴者の定員

（７） 傍聴手続

（８） 問い合わせ先

（９） その他必要な事項

（会議録の作成及び会議結果の公表）

第 8 条 附属機関は会議録を作成し、会議開催後概ね 1 月以内に、次に掲げる会議の概要報告（様式第 2 号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により

公表するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）
- (6) 出席者
- (7) 傍聴者数
- (8) 会議資料
- (9) 議事の結果概要
- (10) その他必要な事項

2 第3条ただし書により会議の全部又は一部を非公開とした場合の当該会議の開催結果の公表に当たっては、当該非公開情報が明らかとならないよう、議題及び議事の概要の記載方法並びに会議資料に十分配慮したうえで可能な範囲の情報を公表するよう努めるものとする。

(その他)

第9条 会議の公開等について市民等から意見の申出があった場合は、当該附属機関を所管する所属において適切に対応するものとする。

(委任)

第10条 この指針に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、各附属機関が定める。

付 則

この指針は、平成26年4月1日から施行する。ただし、この指針の施行後、最初に行われる会議については、この指針は適用しない。

様式第 1 号（第 7 条関係）

会議の開催案内	
1. 会議の名称	
2. 開催日時	年 月 日 () 時 分から
3. 開催場所	
4. 議題	
5. 公開又は非公開の別	☐ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開 (一部公開・非公開の理由)
6. 傍聴者の定員	人
7. 傍聴手続	
8. 問い合わせ先	
9. その他	

様式第 2 号（第 8 条関係）

会議の概要報告	
1.会議の名称	
2.開催日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
3.開催場所	
4.議題	
5.公開又は非公開の別	☐ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開 （一部公開・非公開の理由）
6.出席者	
7.傍聴者数	人
8.会議資料	
9.議事の結果概要	
10.その他	

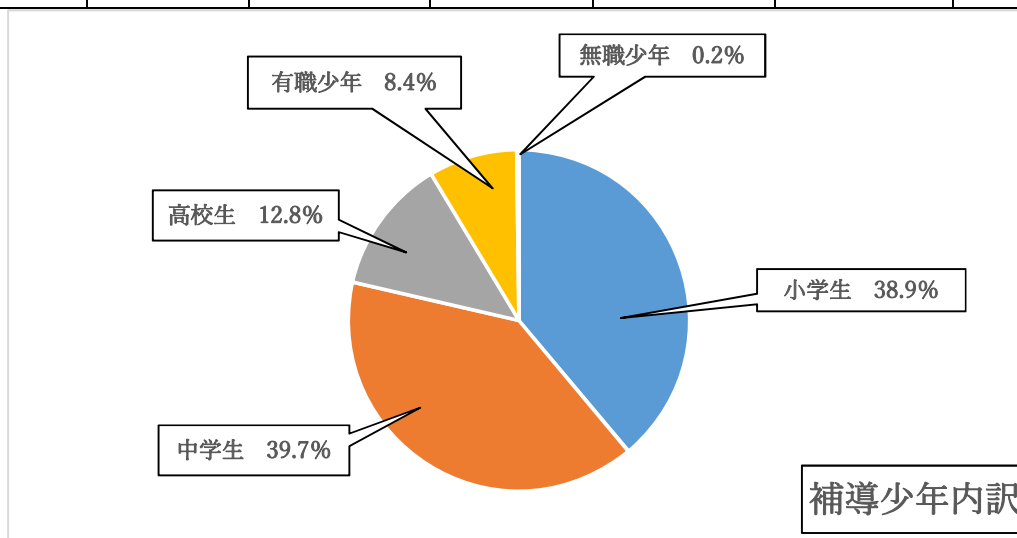
平成30年度甲賀市少年センター活動状況

資料 3

(1) 街頭補導活動

非行少年の早期発見と早期補導、少年の街頭における生活実態把握、少年を取り巻く環境の浄化等を目的として、少年補導委員や学校関係者、地域社会、警察署等の支援・協力のもとに街頭補導活動を計画的・組織的に実施。

巡回補導延べ回数 (内補導委員会計画活動)		比 較	活動延べ 人数	比 較	補導少年 (内女子)	比 較
平成30年度	238 (63)	-3回 (-1.3%)	906	-102人 (-10.1%)	406 (140)	-144人 (-24.7%)
平成29年度	241 (56)		1,008		550 (186)	



- 今年度は夏場の荒天（台風・大雨の影響）により、合同街頭補導や各イベント等の巡回補導が中止になることが多く巡回パトロール回数が大幅に減少。
- 昨年と同様、街頭で問題行動の少年の姿を見かけることが少なくなったが、量販店のゲームコーナー等では、小学生の姿を遅くまで見かけることが多くなっている。
- 少年センターが主体となった巡回補導・・・人数（内女子）

※法律違反や不良行為ではないが、非行の芽・兆候が見られる少年への声かけ

（小：小学生 中：中学生 高：高校生 無：無職少年 有：有職少年 他：その他学生）

月	日(曜日)	時間	事業内容	備考
4	4日(水)	15:00	センター巡回補導	甲南町内量販店、駅、公園等
	9日(月)	18:30	合同街頭補導	甲南・水口町内量販店、駅、公園等
	10日(火)	14:50	センター巡回補導	水口・甲南町内 ※中：3
	12日(木)	18:30	合同街頭補導	水口町内量販店等 ※高：16(6)
	13日(金)	15:20	センター巡回補導	水口町内公園、コンビニ店等

月	日(曜日)	時間	事業内容	備考
4	19日(木)	19:30	合同街頭補導	(水口曳山祭宵宮) ※有：9 (2)
	20日(金)	13:30	センター巡回補導	(水口曳山祭本祭) ※中：3 有：2
	23日(月)	15:00	センター巡回補導	水口・甲南・甲賀・土山町内駅、公園等
5	1日(火)	15:30	センター巡回補導	信楽・甲南町内駅、公園等 ※高：1
	8日(火)	8:45	センター巡回補導	水口町内学校等(怠学生徒対応) ※中：4
	9日(水)	15:20	センター巡回補導	甲南・信楽町内
	10日(木)	10:20	センター巡回補導	水口町内公園等(怠学生徒対応) ※有：1
	14日(月)	10:10	センター巡回補導	水口町内公園等(怠学生徒対応) ※中：2
	15日(火)	15:30	センター巡回補導	水口町内量販店、公園等
	16日(水)	18:30	合同街頭補導	水口町内量販店、ゲームセンター等
	17日(木)	9:00	センター巡回補導	水口・甲南町内学校等(怠学生徒対応)
		14:40	センター巡回補導	水口・甲賀町内公園等
	18日(金)	10:40	センター巡回補導	水口町内公園等(怠学生徒対応)
		15:20	センター巡回補導	水口町内公園、河川敷等
	21日(月)	13:10	センター巡回補導	水口・甲南町内公園等 ※中：1 (1)
		14:30	センター巡回補導	水口町内学校(怠学生徒対応) ※中：2
	22日(火)	15:30	センター巡回補導	水口町内駅、公園等 ※中：2 (2)
	24日(木)	18:30	合同街頭補導	水口・甲南町内公園等(不審者対応)
	25日(金)	14:00	センター巡回補導	甲南町内駅、公園等
	28日(月)	15:30	合同街頭補導	信楽町内駅、量販店等
	29日(火)	13:00	センター巡回補導	水口町内公園等 ※中：1 (1)
		14:50	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店、公園等
	30日(水)	14:20	センター巡回補導	甲南・水口町内公園等(不審者対応)
	31日(木)	15:15	センター巡回補導	水口・甲南・甲賀町内公園等(不審者対応)
6	4日(月)	15:30	センター巡回補導	水口・甲南町内公園等 ※高：1 (1)
	5日(火)	15:25	センター巡回補導	水口・甲南町内公園、駅等
		18:30	合同街頭補導	水口・甲南町内量販店、駅、公園等
	6日(水)	14:15	センター巡回補導	甲南・水口町内駅、公園等
	11日(月)	16:30	センター巡回補導	甲南町内(怠学生徒対応)
	13日(水)	14:30	センター巡回補導	甲南・水口町内駅、公園等
	14日(木)	13:10	センター巡回補導	甲南・水口町内公園等
	18日(月)	9:15	センター巡回補導	水口・甲南町内公園等(怠学生徒対応)
		14:30	センター巡回補導	水口・甲南町内駅、公園等
	19日(火)	14:00	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店、公園等 ※中：3
	20日(水)	9:50	センター巡回補導	甲賀市内学校周辺(通学路危険箇所等)
	22日(金)	14:20	センター巡回補導	水口・甲南町内学校、公園等

月	日(曜日)	時間	事業内容	備考
6	22日(金)	18:30	合同街頭補導	水口町内量販店、公園等
	27日(水)	15:30	合同街頭補導	信楽町内量販店、駅、神社等 ※中：2
	29日(金)	14:30	センター巡回補導	水口・土山・甲賀町内公園等 ※中：1
7	2日(月)	18:30	合同街頭補導	水口町内公園等 ※中：5 (2)
	9日(月)	15:50	センター巡回補導	信楽・水口町内公園等
	10日(火)	15:10	センター巡回補導	水口・甲南町内公園等 ※有：1
	12日(木)	15:10	センター巡回補導	水口・甲南町内公園等
	13日(金)	13:00	センター巡回補導	水口・甲南町内駅、公園等
	17日(火)	10:00	センター巡回補導	甲南・甲賀町内公園等
	18日(水)	14:00	センター巡回補導	水口・甲南町内河川敷、公園等 ※中：5
	19日(木)	14:00	センター巡回補導	水口・甲賀・甲南町内河川敷、公園等
	20日(金)	10:30	センター巡回補導	水口・甲南町内通学路、公園等
	23日(月)	18:30	合同街頭補導	(大原祇園宵宮祭) ※(喫煙)中：2 有：1 ※中：1 有：1
	25日(水)	14:30	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店等 ※高：3 (1)
	26日(木)	14:40	センター巡回補導	水口・土山町内通学路等 ※小：2 中：2 (2)
	27日(金)	14:00	センター巡回補導	水口・甲南町内公園等 ※小：8 (6)
	30日(月)	14:00	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店、公園等
	31日(火)	15:00	センター巡回補導	水口・甲南町内公園等 ※小：11 中：1
8	2日(木)	13:30	センター巡回補導	水口町内公園等
	3日(金)	18:30	合同街頭補導	水口町内 ※小：3 (1) 中：1 高：2 (1)
	6日(月)	14:30	センター巡回補導	水口町内量販店、カラオケ店等
	8日(水)	14:30	センター巡回補導	甲南・甲賀・水口町内公園等 ※中：1
	10日(金)	13:45	センター巡回補導	信楽・甲南・水口町内量販店、駅等
	16日(木)	19:30	合同街頭補導	(杣川夏まつり) ※中：1 (1) 高：1 (1) 有：1
	17日(金)	14:00	センター巡回補導	土山・水口町内量販店、通学路等
	20日(月)	15:00	センター巡回補導	水口町内カラオケ店、ネットカフェ複合店等
		18:30	合同街頭補導	水口・甲南町内量販店、公園等 ※高：2
	22日(水)	15:00	センター巡回補導	信楽・甲賀・水口町内駅等
		18:30	合同街頭補導	甲南・水口町内公園等 ※中：1 (1)
	27日(月)	15:00	センター巡回補導	水口・甲南町内駅、公園等
	28日(火)	18:30	合同街頭補導	甲南・水口町内量販店等 ※小：2 中：3
	30日(木)	13:40	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店、公園等 ※小：4
	31日(金)	14:30	センター巡回補導	水口・甲南・甲賀町内公園等 ※中：1
9	3日(月)	14:45	センター巡回補導	信楽町内駅、公園等

月	日(曜日)	時間	事業内容	備考
9	5日(水)	14:50	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店等 ※小：3 (1)
	6日(木)	14:00	センター巡回補導	水口・甲南町内 ※その他：1 (1)
	7日(金)	15:15	センター巡回補導	甲南町内公園等
		18:30	合同街頭補導	甲南・水口町内量販店、公園等
	10日(月)	15:40	センター巡回補導	水口・甲賀町内公園等
	11日(火)	15:20	センター巡回補導	信楽・土山町内公園等 ※小：1 (1)
	12日(水)	7:30	登校時における駅等 街頭補導	(高等学校等生徒指導連絡協議会主催) 貴生川駅周辺
	13日(木)	14:30	センター巡回補導	甲南・甲賀町内公園等 ※中：2 (2)
	14日(金)	15:30	センター巡回補導	水口・甲南町内通学路、公園等
	18日(火)	14:30	センター巡回補導	水口・甲南・甲南町内 ※小：4 (3) 中：4
	19日(水)	15:00	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店、公園等
	20日(木)	18:30	合同街頭補導	甲南・水口町内量販店等 ※中：2
	21日(金)	11:00	センター巡回補導	水口町内量販店
		13:15	センター巡回補導	水口町内団地、公園等
	26日(水)	13:40	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店、公園等
	27日(木)	14:30	合同街頭補導	信楽町内駅等 ※有：3 高：5 (4)
	28日(金)	15:15	センター巡回補導	甲南・水口町内公園等
10	1日(月)	14:50	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店等 ※小：6
	2日(火)	14:25	センター巡回補導	水口・甲南町内 ※中：3 小：3 (3)
	4日(木)	13:00	センター巡回補導	水口・甲南町内団地、神社、公園等
	5日(金)	18:30	合同街頭補導	甲南・水口町内量販店等 ※中：3
	9日(火)	18:30	合同街頭補導	水口町内 ※小：1 中：3 (1) 高：7 (6)
	12日(金)	13:10	センター巡回補導	水口・甲南町内公園等 ※中：1 (1)
	15日(月)	14:40	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店等 ※小：5
	19日(金)	9:00	センター巡回補導	甲南・水口町内(怠学生徒対応)
		15:50	センター巡回補導	水口町内団地、公園等
	22日(月)	14:00	センター巡回補導	甲賀・甲南町内団地、公園等
	24日(水)	13:30	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店、公園等
		18:30	合同街頭補導	甲南・水口町内量販店、公園等
	29日(月)	15:00	センター巡回補導	水口・土山町内(不審者対応)
	30日(火)	15:00	センター巡回補導	水口町内(不審者対応)
11	1日(木)	18:30	合同街頭補導	水口町内量販店、小・中学校通学路等
	5日(月)	15:15	センター巡回補導	信楽町内駅等 ※中：4 高：3 (3)
	7日(水)	15:30	合同街頭補導	信楽町内 ※小：4 中：5 (1) 高：1 (1)
	12日(月)	14:00	センター巡回補導	甲賀・甲南・水口町内 ※小：6

月	日(曜日)	時間	事業内容	備考
11	13日(火)	15:00	センター巡回補導	甲南・水口町内駅、公園等
	15日(木)	13:30	センター巡回補導	甲南・土山・水口町内 ※小：4 (1)
	16日(金)	18:30	合同街頭補導	甲賀・甲南町内量販店、公園等 ※高：1 (1)
	26日(月)	13:20	センター巡回補導	信楽・水口町内量販店等(不審者対応)
	27日(火)	14:40	センター巡回補導	水口町内公園等(不審者対応)
		18:30	合同街頭補導	水口町内量販店、小・中学校通学路等
	29日(木)	15:20	センター巡回補導	信楽町内駅、公園等 ※小：4 (2)
	30日(金)	13:15	センター巡回補導	甲南町内公園等
12	3日(月)	15:30	合同街頭補導	信楽町内駅、公園等
	4日(火)	15:00	センター巡回補導	水口町内公園等(不審者対応) ※小：1
	10日(月)	14:30	センター巡回補導	水口町内公園、神社等(不審者対応)
		18:30	合同街頭補導	甲南・水口町内量販店、公園等 ※小：1
	11日(火)	14:30	センター巡回補導	水口・甲南町内公園等
	12日(水)	13:30	センター巡回補導	甲南・甲賀町内公園等
	13日(木)	15:00	センター巡回補導	水口・甲南町内(不審者対応) ※小：4
	14日(金)	13:10	センター巡回補導	信楽町内駅、公園等 ※小：11 (3)
	17日(月)	15:00	センター巡回補導	水口町内 ※小：11 (6) 中：6 (6)
	18日(火)	15:00	センター巡回補導	甲南・土山町内 ※小：5
	20日(木)	14:30	センター巡回補導	甲南町内公園等 ※中：8 (1)
	21日(金)	18:30	合同街頭補導	水口町内公園等 (不審者対応)
	26日(水)	14:40	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店等 ※小：5 中：6
	27日(木)	14:50	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店等 ※小：3 中：1
1	7日(月)	15:10	センター巡回補導	水口町内量販店、公園等 ※小2 (1) 中：6
	8日(火)	14:30	センター巡回補導	甲南・甲賀町内駅、公園等
	10日(木)	15:00	センター巡回補導	水口・甲南町内公園等 ※小：1
	11日(金)	14:15	センター巡回補導	甲南町内量販店、公園等 ※中：5 (5)
	13日(日)	14:00	センター巡回補導	イベント会場内 ※有：12 (5)
	15日(火)	15:20	センター巡回補導	甲賀・水口町内公園、量販店等
	16日(水)	15:10	センター巡回補導	土山・水口町内公園等 ※小：7 (3)
	17日(木)	15:30	合同街頭補導	水口町内量販店、公園等 ※中：1 (1)
	18日(金)	14:00	センター巡回補導	水口・土山・甲南町内公園等
	21日(月)	8:35	センター巡回補導	水口町内通学路(通報を受け対応) ※小：1
	23日(水)	15:30	合同街頭補導	甲南町内駅、公園等
	28日(月)	14:30	センター巡回補導	甲南・水口町内駅、通学路、公園等
	31日(木)	15:00	センター巡回補導	甲南町内公園、通学路等 (不審者対策)
2	1日(金)	14:30	センター巡回補導	甲南・甲賀町内公園等 (不審者対策)

月	日(曜日)	時間	事業内容	備考
2	4日(月)	14:30	センター巡回補導	甲南・甲賀町内公園等(不審者対策)※中：2
	5日(火)	14:30	センター巡回補導	水口・土山町内公園等
	7日(木)	15:30	合同街頭補導	土山・水口町内 ※小：1 中：7
	8日(金)	14:00	センター巡回補導	甲南・水口町内公園等 ※小：2
	14日(木)	16:15	センター巡回補導	甲南町内公園等 ※小：7 (6)
	15日(金)	13:15	センター巡回補導	甲南町内量販店、公園等
	18日(月)	13:10	センター巡回補導	土山・甲賀・甲南町内 ※小：1
	19日(火)	15:00	センター巡回補導	水口・土山町内公園等 ※中：3
	21日(木)	15:30	合同街頭補導	水口町内量販店等 ※小：3 (1) 中：5
	27日(水)	15:30	センター巡回補導	甲南・水口町内 ※小：1 (1) 有：1 (1)
	28日(木)	15:30	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店、公園等
3	4日(月)	15:30	合同街頭補導	信楽町内駅等 ※小：2 高：3
	8日(金)	14:00	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店、公園等
	11日(木)	15:20	センター巡回補導	水口・甲南町内 ※中：4 (2) 有：1
	12日(火)	13:30	センター巡回補導	水口・甲南町内 ※小：3 中：1 1 (1 0)
		15:00	センター巡回補導	水口町内 ※中：1 3 (1 3) 高：2 (2) 有：1
	13日(水)	18:30	合同街頭補導	甲南・水口町内量販店等 ※中：3
	14日(木)	14:30	センター巡回補導	甲南町内(不審者対策)
	15日(金)	14:30	センター巡回補導	甲賀、甲南町内公園等
	19日(火)	14:40	センター巡回補導	水口町内(不審者対策)
	20日(水)	13:50	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店、公園等 ※小：1
	22日(金)	14:10	センター巡回補導	甲南町内量販店、公園等 ※小：1 (1)
	25日(月)	14:30	センター巡回補導	甲南町内量販店、公園等 ※中：5 (3)
	26日(火)	15:00	センター巡回補導	水口、甲南町内量販店、公園等
	27日(水)	14:40	センター巡回補導	信楽、水口町内駅等
	28日(木)	15:30	センター巡回補導	甲南町内量販店、公園等
	29日(金)	14:20	センター巡回補導	甲南、水口町内量販店、公園等

※不審者情報甲賀市教育委員会事務局学校教育課より

4月：湖南市内1件 5月：甲賀町内2件、水口町内2件、甲南町内1件、湖南市内2件
6月：湖南市内2件 7月：水口町内2件、信楽町内2件 8月：水口町内1件
9月：信楽町内1件、水口町内2件 10月：水口町内9件、信楽町内2件、土山町内1件
11月：信楽町内2件、水口町内4件、湖南市内1件 12月：水口町内3件、湖南市内1件
1月：水口町内2件、甲南町内1件 2月：甲南町内2件、甲賀町内1件
3月：甲賀町内1件、甲南町内1件、水口町内1件、湖南市内1件

合計51件(内甲賀市内43件)

(2) 相談活動

○少年相談受理状況・・・延べ数

年度	相談件数	比較	傾向 (前年度延べ数)
平成 30 年度	8 9 1 件	+ 4 5 6 件 (約 2 倍)	(相談手段) 面談等：3 2 7 (146)件 電話：5 5 4 (289)件 メール：1 0 (0)件 (相談者) 本人：4 9 9 (356)件 家庭：6 8 (17)件 学校：1 4 7 (45)件 職場：3 2 (5)件 他機関：1 2 5 (12)件 補導委員その他：2 0 (0)件 (被相談者) 小学生：1 6 0 (7)件 中学生：1 2 7 (104)件 高校生：6 9 (28)件 学生その他：7(5)件 有職少年：4 6 1 (286)件 無職少年：6 7 (5)件 ※低年齢層ならびに関係機関等の多種多様な相談が増加。
平成 29 年度	4 3 5 件		

○来所相談した少年・・・延べ 1 4 6 人

(来所当初の学職別)

○小学生：① 6 年 (男子 A)・・・1 4 回

○中学生：① 2 年 (男子 A)・・・3 回 ② 3 年 (男子 B)・・・3 回 ③ 3 年 (男子 C)・・・1 回

○高校生：① 2 年 (女子 A)・・・1 6 回 ② 2 年 (女子 B)・・・9 回 ③ 2 年 (女子 C)・・・1 回

④ 1 年 (女子 D)・・・1 回 ⑤ 1 年 (男子 A)・・・3 回 ⑥ 2 年 (男子 B)・・・1 回

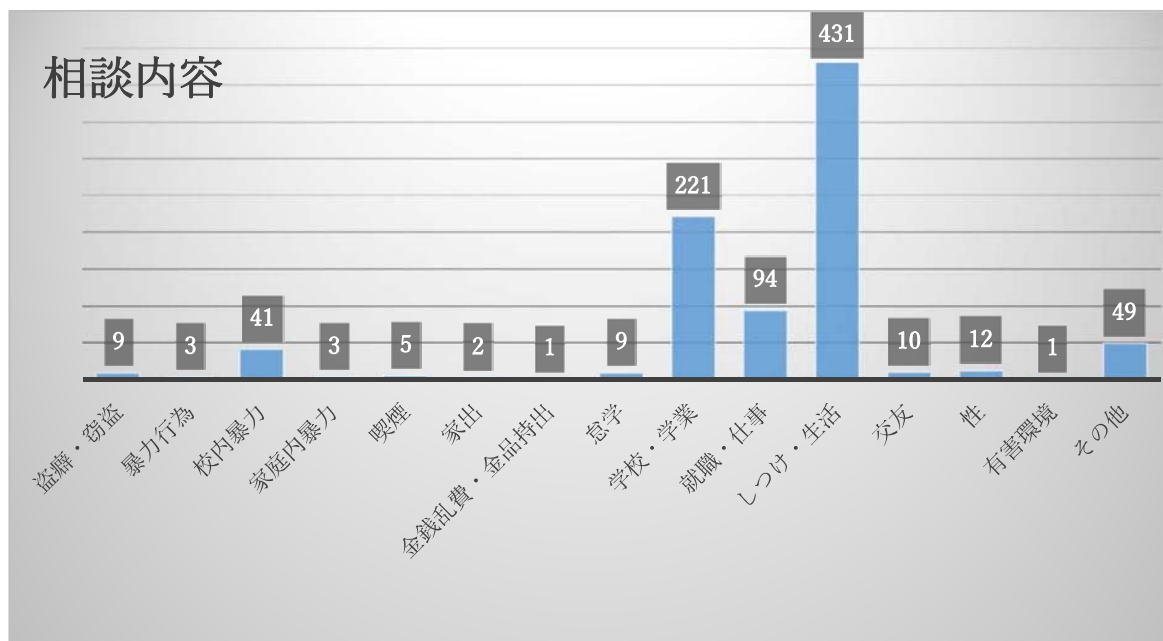
○有職少年：① 3 2 歳 (男子 A)・・・7 1 回 ② 1 7 歳 (男子 B)・・・2 回

③ 1 9 歳 (男子 C)・・・1 回 ④ 2 1 歳 (女子 A)・・・3 回 ⑤ 2 7 歳 (男子 D)・・・2 回

⑥ 1 6 歳 (男子 E)・・・5 回 ⑦ 1 6 歳 (男子 F)・・・6 回 ⑧ 2 3 歳 (女子 B)・・・1 回

⑨ 2 3 歳 (女子 C)・・・1 回

○無職少年：① 2 5 歳 (男子 A)・・・1 回



(前年度との比較：延べ数)

(No.1) 盗難・窃盗：+9件	(No.2) 暴力行為：+3件	(No.3) 校内暴力：+39件
(No.4) 家庭内暴力：+1件	(No.5) たかり・恐喝：-1件	(No.8) 喫煙：+5件
(No.9) 家出：±0件	(No.11) 深夜はいかい：-3件	(No.12) 金銭乱費・金品持出：+1件
(No.14) 怠学：-40件	(No.15) 不登校：-2件	(No.16) 学校・学業：+179件
(No.17) 就職・仕事：+89件	(No.18) 家庭：-1件	(No.19) しつけ・生活：+138件
(No.20) 交友：+8件	(No.21) 性：+8件	(No.25) 健康・身体：-4件
(No.26) いじめ：-5件	(No.28) 有害環境：-1件	(No.29) その他：+35件

●学校関係の相談が大幅に増加し、関係機関等との連携を強化するとともに学習支援に繋がった。

●前年度の中学卒業生数人の進路を見守り、関係者の協力の下、就労相談等にかかわった。

(3) 環境浄化活動

青少年に悪影響を与える恐れのある環境をつくらせないために、有害図書等取扱店などへの立入調査を実施し、販売についての指導や陳列・管理に関する協力依頼をした。また、深夜営業店等には青少年の立入りを禁止する旨を入口の見えやすいところに掲示し、条例の趣旨に基づく協力を求めた。

月	日(曜日)	時間	事業内容	備 考
4	13日(金)	15:20	有害図書等立入調査	コンビニ店(7店舗)
	24日(火)	13:20	有害図書等立入調査	コンビニ店(5店舗) (陳列棚の一部改善指導1件)
5	10日(木)	14:00	有害図書等立入調査	コンビニ店、量販小売店等(8店舗)
	16日(水)	18:30	深夜営業店立入調査	DVD・がん具等販売店(1店舗)
	25日(金)	14:00	有害図書等立入調査	コンビニ店(4店舗)(包括指定図書陳列指導1件 包括指定該当図書1冊購入)
6	11日(月)	14:20	有害図書等立入調査	コンビニ店(7店舗) (包括指定該当図書1冊購入)
	25日(月)	14:30	有害図書等立入調査	コンビニ店、書店、DVD等販売店等(8店舗) (包括指定該当図書3冊購入、包括指定図書陳列指導1件)
7	9日(月)	14:30	有害図書等立入調査	コンビニ店、量販小売店等(5店舗) (新規コンビニ店開店報告1件)
	24日(火)	13:00	有害図書等立入調査	書店、コンビニ店等(5店舗) (有害図書陳列指導1件)
8	3日(金)	18:30	深夜営業店立入調査	Gセンター、映画館(2店舗)
	6日(月)	14:30	深夜営業店立入調査	カラオケ店、Gセンター(3店舗)
	10日(金)	13:45	有害図書等立入調査	書店、コンビニ店(2店舗)
	20日(月)	15:00	深夜営業店立入調査	Nカフェ複合施設、DVD・がん具等販売店等(5店舗)
	29日(水)	14:30	有害図書等立入調査	書店、コンビニ店等(6店舗)(成人コーナー設置 指導1件、包括指定図書陳列指導2件)

月	日（曜日）	時間	事業内容	備 考
9	11日(火)	14:45	有害図書等立入調査	コンビニ店（4店舗）（包括指定図書陳列指導1件 包括指定図書2冊購入）
	26日(水)	13:40	有害図書等立入調査	コンビニ店、図書・DVD・Gソフト等販売店等 （2店舗）（包括指定図書陳列指導1件、包括指定 該当図書1冊購入、成人コーナー設置指導1件）
10	5日(金)	13:30	図書等取扱店 県下一斉立入調査	書店、コンビニ店、刃物類取扱店等（14店舗） （包括指定図書陳列指導1店舗） 県甲賀健康福祉事務所(協力)
	10日(水)	13:30	図書等取扱店 県下一斉立入調査	書店、コンビニ店、刃物類取扱店等（13店舗） （包括指定図書陳列指導4件、包括指定該当図書3冊 購入） 水口東高等学校(協力)
	16日(火)	13:30	図書等取扱店 県下一斉立入調査	書店、コンビニ店、刃物類取扱店等（13店舗） （包括指定図書陳列指導1件）水口高等学校(協力)
	17日(水)	13:30	図書等取扱店 県下一斉立入調査	書店、コンビニ店、刃物類取扱店等（12店舗） （包括指定図書陳列指導3件） 甲南高等養護学校(協力)
11	1日(木)	20:00	図書等取扱店 県下一斉立入調査	試写室（4部屋）、「18歳未満は入場禁止」、 営業時間(17:00～6:00) 甲賀警察署(協力)
	8日(木)	13:30	図書等取扱店 県下一斉立入調査	書店、コンビニ店、刃物類取扱店等（12店舗） （包括指定図書陳列指導3件、成人コーナー設置指 導1件、包括指定該当図書2冊購入） 甲賀警察署(協力)
	14日(水)	13:30	図書等取扱店県下一 斉立入調査	書店、コンビニ店、刃物類取扱店等（13店舗） （包括指定図書陳列指導1件）甲南高等学校(協力)
	15日(木)	13:30	図書等取扱店県下一 斉立入調査	がん具取扱店、量販小売店（2店舗）
	28日(水)	13:30	図書等取扱店県下一 斉立入調査	書店、コンビニ店、刃物類取扱店等（13店舗） （有害図書陳列指導2件、包括指定該当図書3冊購 入） 信楽高等学校(協力)
1	9日(水)	14:10	有害図書等立入調査	コンビニ店（6店舗）
	25日(金)	13:00	有害図書等立入調査	量販店、コンビニ店（6店舗）（有害図書陳列指導 1件、包括指定該当図書1冊購入）
2	5日(火)	14:30	有害図書等立入調査	新規開店コンビニ店調査
	12日(火)	13:20	有害図書等立入調査	量販店、コンビニ店（6店舗）（有害図書陳列指導 1件、包括指定該当図書1冊購入）
	21日(木)	15:30	有害図書等立入調査	量販店(1店舗) 少年補導委員(協力)
	27日(水)	15:00	有害図書等立入調査	量販店、コンビニ店（5店舗）

月	日（曜日）	時間	事業内容	備 考
3	12日(火)	15:00	深夜営業店立入調査	カラオケ店(2店舗)
	14日(木)	16:30	有害図書等立入調査	コンビニ店(1店舗) 店内改装後、再調査
	19日(火)	15:00	有害図書等立入調査	書店、コンビニ店(7店舗) (有害図書陳列指導1件、包括指定該当図書1冊購入)

※対象店(H30.4 現在)：図書・DVD等取扱店・・・56店舗 ゲームソフト取扱店・・・11店舗
カラオケ店・・・3店舗 エアガン取扱店・・・5店舗 試写室・・・1店舗
刃物取扱店・・・32店舗 ネットカフェ複合店・・・1店舗
販売店異動報告・・・携帯電話等販売店閉店1件、書店・刃物等取扱店閉店4件
図書等取扱店開店2件

[包括指定] (条例抜粋)

次のものは、有害指定の告示がなくても有害な図書等となります。

- 書籍又は雑誌等で、全裸もしくは半裸での卑わいな姿態又は性交等の性行為の図面又は写真を掲載するページ（表紙を含む。）が20ページ以上のもの又は総ページ数の5分の1以上を占めるもの
- 電磁的記録媒体（DVD、ビデオテープ等）で全裸もしくは半裸での卑わいな姿態又は性交等の場面の時間が合わせて3分を超えるもの、又は当該場面の数が20以上のもの

(4) 街頭啓発活動

少年補導委員会ならびに甲賀警察署との合同による「街頭啓発」や「薬物乱用防止教室」「誘拐防止教室」等、市内の小学校等に出向き啓発活動を実施した。

月	日（曜日）	時間	事業内容	場 所
4	4日(水)	10:00	「誘拐防止教室」指人形劇	放課後DSてんてん
	16日(月)	6:00	「音声放送番組」少年センターだより	あいコムこうか
5	21日(月)	6:00	「音声放送番組」少年センターだより	あいコムこうか
	24日(木)	10:45	「誘拐防止教室」ペープサート劇	土山小学校
6	18日(月)	6:00	「音声放送番組」少年センターだより	あいコムこうか
7	2日(月)	16:50	「社会を明るくする運動」街頭啓発	平和堂水口店前
		18:30	「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」街頭啓発	平和堂水口店前
	10日(火)	9:30	「薬物乱用防止教室」	甲南第一小学校
	11日(水)	15:30	中学校ボランティア部と補導委員との合同啓発しおり作成	水口中学校
	12日(木)	18:30	「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」街頭啓発	Fマート土山店前
	16日(月)	6:00	「音声放送番組」少年センターだより	あいコムこうか
	17日(火)	13:50	「薬物乱用防止教室」	大野小学校
	19日(木)	10:40	「薬物乱用防止教室」	水口小学校
8	20日(月)	6:00	「音声放送番組」少年センターだより	あいコムこうか
9	17日(月)	6:00	「音声放送番組」少年センターだより	あいコムこうか

月	日(曜日)	時間	事業内容	場所
10	5日(金)	6:00	「音声放送番組」少年センターだより	あいコムこうか
	11日(木)	10:00	「誘拐防止教室」指人形劇	岩上保育園
11	1日(木)	17:30	「オレンジリボン虐待防止強調月間」	西友水口店前
		18:30	「子ども・若者健全育成強調月間」街頭啓発	平和堂水口店前
	19日(月)	6:00	「音声放送番組」少年センターだより	あいコムこうか
	21日(水)	9:20	「薬物乱用防止教室」	伴谷東小学校
	26日(月)	10:45	「薬物乱用防止教室」	希望ヶ丘小学校
12	17日(月)	6:00	「音声放送番組」少年センターだより	あいコムこうか
	19日(水)	10:45	「薬物乱用防止教室」	佐山小学校
1	11日(金)	10:40	「薬物乱用防止教室」	適応指導教室
	17日(木)	10:45	「薬物乱用防止教室」	油日小学校
	21日(月)	6:00	「音声放送番組」少年センターだより	あいコムこうか
		13:50	「薬物乱用防止教室」	貴生川小学校
	24日(木)	13:50	「薬物乱用防止教室」	土山小学校
	28日(月)	9:35	「薬物乱用防止教室」	伴谷小学校
2	1日(金)	10:45	「薬物乱用防止教室」	甲南第三小学校
	5日(火)	9:30	「薬物乱用防止教室」	雲井小学校
	12日(火)	10:45	「薬物乱用防止教室」	甲南第二小学校
	14日(木)	10:30	「薬物乱用防止教室」	柏木小学校
	15日(金)	11:00	「音声放送番組」少年センターだより	あいコムこうか
	19日(火)	9:30	「薬物乱用防止教室」	大原小学校
	20日(水)	10:40	「薬物乱用防止教室」	信楽小学校
	22日(金)	13:00	中学生と補導委員との合同啓発しおり作成	土山中学校
	26日(火)	13:30	第2回少年センター協議会	甲賀市役所
3	8日(金)	10:40	「薬物乱用防止教室」	小原小学校
	13日(水)	15:00	「音声放送番組」少年センターだより	あいコムこうか

※広報紙「センターだより」・毎月発行（9・10月のみ合併号）

11月号「補導委員会だより」発行：組回覧

（5）各種会議、研修会、学校訪問等

青少年の健全育成・非行防止のため、学校・関係機関等との連携はますます重要課題であり、今年度は積極的に学校等に出向き情報交換を実施している。

月	日(曜日)	時間	事業内容	場所
4	5日(木)	9:00	協力企業訪問	水口町内企業
		14:00	甲賀署・社会教育課・少年センターとの合同連絡会議	少年センター
	9日(月)	13:30	市内中学校入学式	城山中学校

月	日(曜日)	時間	事業内容	場所
4	9日(月)	14:00	市内中学校入学式	水口中学校
	10日(火)	15:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		18:30	甲賀市少年補導委員会定例幹事会(事務局と合同)	水口中央公民館
	16日(月)	11:30	甲賀市内小中学校校長会	甲賀市役所
		15:30	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	17日(火)	16:05	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	18日(水)	9:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		13:30	滋賀県青少年補導センター連絡協議会総会・研修会	安曇川公民館
	19日(木)	10:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		15:00	土山地区区長会	土山開発C
	20日(金)	10:00	少年補導委員会役員との連絡会議	少年センター
	23日(月)	10:50	少年補導委員会役員との連絡会議	少年センター
	24日(火)	11:00	S S Tと情報交換	少年センター
		20:00	土山地区少年補導委員会定例会	土山中央公民館
	25日(水)	11:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		14:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
5	26日(木)	14:00	滋賀県少年センター・あすくる職員合同研修会	コラボ21
	28日(土)	9:00	甲賀市少年補導(委)員会総会ならびに研修会	甲賀警察署
	8日(火)	14:20	学校訪問(情報交換)	高等学校等
		15:10	学校訪問(情報交換)	高等学校等
	9日(水)	10:00	学校訪問(情報交換)	高等学校等
		16:30	少年補導委員と情報交換	少年センター
	11日(金)	15:50	学校訪問(情報交換)	高等学校等
		16:30	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		19:30	水口地区少年補導委員会定例会	水口中央公民館
	15日(火)	9:00	協力企業訪問	水口町内企業
		13:30	学校訪問(情報交換)	高等学校等
		20:00	甲賀地区少年補導委員会定例会	かふか学習館
	18日(金)	10:00	立入調査員研修会	滋賀県庁
		12:20	中学校と情報交換	少年センター
	22日(火)	10:00	甲賀保護区保護司会総会	じゅらくの里
		10:30	高等学校等と情報交換	少年センター
		19:30	土山地区少年補導委員会定例会	土山中央公民館
		20:00	信楽地区少年補導委員会定例会	信楽中央公民館
	23日(水)	12:00	協力企業職場訪問	水口町内企業
		19:30	甲南地区少年補導委員会定例会	甲南公民館

月	日(曜日)	時間	事業内容	場所
5	28日(月)	12:35	協力企業職場訪問	水口町内企業
	29日(火)	10:20	高等学校等と情報交換	少年センター
		14:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	30日(水)	13:30	甲賀市子ども家庭支援ネットワーク協議会代表者会議	甲賀市役所
	31日(木)	10:00	「社会を明るくする運動」甲賀市推進委員会	甲賀市役所
		13:40	保護司と情報交換	保護司会サポートC
6	6日(水)	13:30	滋賀県青少年補導センター連絡協議会所長会	水口中央公民館
	9日(土)	9:30	甲賀市少年補導委員会第2回研修会	あいこうか市民H
	11日(月)	17:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	12日(火)	14:00	甲賀地区高等学校等生徒指導連絡協議会	水口東高等学校
	13日(水)	12:40	協力企業会社訪問	水口町内企業
		14:45	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	15日(金)	17:30	ケース会議	甲南地区小学校
	19日(火)	10:50	高等学校等と情報交換	少年センター
	20日(水)	13:30	無職少年対策指導員研修会	サンビレッジ近江八幡
	21日(木)	14:00	甲賀市・湖南市・日野町少年センター合同連絡会議	水口中央公民館
	22日(金)	16:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	26日(火)	13:30	第1回少年センター協議会	甲賀市役所
		20:00	甲賀市青少年育成市民会議運営委員会	忍の里ブララ
	28日(木)	14:30	甲賀・湖南中高生徒指導連絡協議会	忍の里ブララ
		16:30	甲賀市中学校生徒指導担当者連絡協議会	忍の里ブララ
7	2日(月)	15:00	社会を明るくする運動メッセージ伝達式	甲賀市役所
	3日(火)	11:00	高等学校等と情報交換	少年センター
		15:00	警察と情報交換	少年センター
		18:30	甲賀市少年補導委員会定例幹事会	水口中央公民館
	5日(木)	16:15	スパック会議	甲南地区小学校
	11日(水)	14:40	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	12日(木)	10:00	学校訪問(情報交換)	高等学校等
		11:00	高等学校等と情報交換	少年センター
	17日(火)	10:15	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	18日(水)	16:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		19:30	岩上学区育成市民会議総会	岩上地域市民C
	19日(木)	15:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		18:00	「学んでいコウカ」スタッフ会議	学習支援甲南教室
	20日(金)	11:00	学校訪問(情報交換)	水口地区小学校
	23日(月)	13:00	協力企業訪問	水口町内企業

月	日(曜日)	時間	事業内容	場所
7	31日(火)	13:20	S S Wと情報交換	少年センター
		14:00	保護司と情報交換	保護司会サポート C
8	1日(水)	10:30	保護司と情報交換	保護司会サポート C
		13:00	滋賀県子ども・若者育成支援地域協議会・実務者会議	大津合同庁舎
		13:30	滋賀県青少年補導センター連絡協議会 所長会	木之本まちづくり C
	3日(金)	15:00	南部・甲賀青少年育成連絡協議会	南部合同庁舎
		14:00	中学校と情報交換	少年センター
	8日(水)	19:00	甲賀市小中学生のスマホ等使用に関するルール策定委員会	甲賀市役所
	9日(木)	13:30	薬物乱用防止指導員研修会	ピアザ淡海
	16日(木)	15:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		15:50	学校訪問(情報交換)	甲南地区小学校
	17日(金)	14:30	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		15:00	学校訪問(情報交換)	土山地区小学校
		15:20	学校訪問(情報交換)	土山地区小学校
	24日(金)	10:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	25日(土)	13:00	滋賀県青少年補導センター連絡協議会 研修大会	米原市民交流プラザ
	28日(火)	13:30	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	30日(木)	13:15	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	31日(金)	9:50	保護司と情報交換	保護司会サポート C
		14:50	学校訪問(情報交換)	市内中学校
9	3日(月)	8:30	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		15:00	中学校との情報交換	少年センター
		15:50	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	7日(金)	16:00	学校訪問(情報交換)	甲南地区小学校
	9日(日)	10:00	水口中学校体育祭	水口中学校
	10日(月)	16:00	施設訪問 (情報交換)	施設
	11日(火)	9:00	城山中学校体育祭	城山中学校
		10:00	高等学校等と情報交換	少年センター
		18:30	甲賀市少年補導委員会定例幹事会	水口中央公民館
	12日(水)	9:00	甲南中学校体育祭	甲南中学校
	13日(木)	12:30	滋賀県更生保護女性会総会	碧水ホール
	14日(金)	13:30	S S Wと情報交換	少年センター
	18日(火)	11:25	S S Wと学校教育課と情報交換	少年センター
		14:45	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	19日(水)	14:10	学校訪問(情報交換)	水口地区小学校
	20日(木)	14:45	学校訪問(情報交換)	甲南地区小学校

月	日(曜日)	時間	事業内容	場所
9	25日(火)	9:15	少年補導委員管外研修(講話、施設見学)	中央子ども家相C 京都医療少年院
	28日(金)	13:30	S S Wと情報交換	少年センター
		13:30	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		19:00	甲賀市小中学生のスマホ等使用に関するルール策定委員会	甲賀市役所
10	1日(月)	13:00	滋賀県子ども・若者支援地域協議会	滋賀県庁
		14:30	協力企業訪問	水口町内企業
	3日(水)	13:30	滋賀県青少年補導センター連絡協議会所長会	日野町
	6日(土)	13:30	「なくそう犯罪滋賀県民大会」	あかね文化ホール
	9日(火)	9:30	「社会を明るくする運動」啓発強調月間振り返り会議	甲賀市役所
		14:30	甲賀市・湖南市中高生徒指導連絡協議会	甲西中学校
	12日(金)	13:15	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	17日(水)	13:30	暴力団追放滋賀県民大会	びわ湖ホール
	18日(木)	10:00	保護司との情報交換	保護司会サポートC
		13:50	学校訪問(情報交換)	水口地区小学校
		15:30	学校訪問(情報交換)	甲南地区小学校
	19日(金)	9:20	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		10:15	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		15:50	学校訪問(情報交換)	水口地区小学校
	22日(月)	10:30	警察と情報交換	甲賀警察署
		13:30	学校訪問(情報交換)	甲賀地区小学校
	22日(月)	14:20	施設訪問(情報交換)	施設
		16:00	学校訪問(情報交換)	甲南地区小学校
	23日(火)	14:45	学校訪問(情報交換)	水口地区小学校
		15:50	学校訪問(情報交換)	水口地区小学校
	24日(水)	15:30	学習支援(小学生)	水口中央公民館
	25日(木)	10:00	相談業務スキルアップ研修	甲賀市役所
		15:00	警察と情報交換	甲賀警察署
	26日(金)	12:30	近畿青少年補導センター連絡協議会「滋賀大会」	近江八幡市
	29日(月)	9:00	少年補導委員会役員と連絡会議	少年センター
	31日(水)	9:00	学校訪問(情報交換)	高等学校等
		15:30	学習支援(小学生)	水口中央公民館
11	5日(月)	13:30	高等学校等と情報交換	少年センター
		16:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	6日(火)	9:20	学校教育課との情報交換	少年センター
	7日(水)	15:30	学習支援(小学生)	水口中央公民館

月	日(曜日)	時間	事業内容	場所
11	9日(金)	14:00	中学校との情報交換	少年センター
		19:00	甲賀市小中学生のスマホ等使用に関するルール策定委員会	甲賀市役所
	12日(月)	14:00	学校訪問(情報交換)	甲賀地区小学校
		14:30	学校訪問(情報交換)	甲賀地区小学校
		15:10	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	13日(火)	10:50	高等学校等と情報交換	少年センター
		13:30	警察と情報交換	甲賀警察署
	14日(水)	15:30	学習支援(小学生)	水口中央公民館
	15日(木)	14:00	学校訪問(情報交換)	甲南地区小学校
	16日(金)	12:00	高等学校等と情報交換	少年センター
	19日(月)	13:30	高等学校等と情報交換	少年センター
	20日(火)	14:00	中学校と情報交換	少年センター
	21日(水)	9:00	学校訪問(情報交換)	高等学校等
		14:00	暴力団追放甲賀湖南市民協議会総会	湖南市役所
	22日(木)	14:00	学校訪問(情報交換)	市外高等学校等
		15:00	滋賀県少年補導センター連絡協議会湖南ブロック研修会	草津市立少年 C
	24日(土)	10:00	薬物乱用防止研修会(関係機関・団体等 91 名参加)	水口社会福祉 C
	26日(月)	13:45	学校訪問(情報交換)	信楽地区小学校
		14:40	学校訪問(情報交換)	信楽地区小学校
	27日(火)	10:30	高等学校等と情報交換	少年センター
		16:30	スパック会議	甲南地区小学校
	28日(水)	11:25	中学校と情報交換	少年センター
		15:30	学習支援(小学生)	水口中央公民館
	29日(木)	13:50	学校訪問(情報交換)	信楽地区小学校
		14:40	学校訪問(情報交換)	信楽地区小学校
		15:00	学校訪問(情報交換)	信楽地区小学校
12	4日(火)	10:40	警察と情報交換	甲賀警察署
		18:30	甲賀市少年補導委員会定例幹事会	水口中央公民館
	5日(水)	9:20	保護司と情報交換	保護司会サポート C
		13:30	滋賀県青少年補導センター連絡協議会所長会	大津市北部地域文化 C
		15:00	学習支援(小学生)	水口中央公民館
	6日(木)	14:00	第 2 回少年センター・あすくる職員等研修会	滋賀県庁
	7日(金)	13:10	中学校と情報交換	少年センター
	10日(木)	16:20	中学校と情報交換	少年センター
	14日(金)	14:00	学校訪問 (情報交換)	信楽地区小学校
	18日(火)	16:30	中学校と情報交換	少年センター

月	日(曜日)	時間	事業内容	場所
12	18日(火)	19:00	甲賀市小中学生のスマホ等使用に関するルール策定委員会	甲賀市役所
	19日(水)	13:00	保護司と情報交換	保護司会サポートC
		16:10	学習支援(小学生)	水口中央公民館
	20日(木)	18:00	「学んでいコウカ」スタッフ会議	学習支援甲南教室
	21日(金)	15:30	学校訪問(情報交換)	甲南地区小学校
	25日(火)	14:40	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	28日(金)	9:00	施設訪問(情報交換)	施設
		15:20	警察と情報交換	少年センター
		16:00	中学校と情報交換	少年センター
1	7日(月)	15:15	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	9日(水)	15:30	学習支援(小学生)	水口中央公民館
	11日(金)	15:30	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	13日(日)	12:30	甲賀市成人式式典	あいこうか市民H
	16日(水)	15:30	学習支援(小学生)	水口中央公民館
	17日(水)	9:10	保護司と情報交換	保護司会サポートC
	22日(火)	13:40	甲賀町民生委員児童委員協議会児童福祉部会研修会	かふか学習館
		14:00	甲賀地区高等学校等生徒指導連絡協議会	水口東高等学校
	23日(水)	15:30	学習支援(小学生)	水口中央公民館
	30日(水)	15:30	学習支援(小学生)	水口中央公民館
	31日(木)	11:00	保護司と情報交換	保護司会サポートC
		16:00	ケース会議	甲南地区小学校
2	1日(金)	16:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	6日(水)	15:30	学習支援(小学生)	水口中央公民館
		17:30	少年補導委員会三役会議	少年センター
	13日(水)	14:30	滋賀県青少年補導センター連絡協議会所長会	能登川コミュニティC
		15:30	学習支援(小学生)	水口中央公民館
	14日(木)	14:30	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		15:30	学校訪問(情報交換)	市内小学校
	20日(水)	13:00	S S Wとの情報交換	少年センター
		15:30	学習支援(小学生)	水口中央公民館
	27日(水)	15:30	学習支援(小学生)	水口中央公民館
3	1日(金)	10:00	県立高等学校卒業証書授与式	甲南高等学校
	5日(火)	13:00	協力企業訪問	甲南町内企業
		18:30	甲賀市少年補導委員会定例幹事会	水口中央公民館
	6日(水)	15:30	学習支援(小学生)	水口中央公民館
	7日(木)	13:30	市発達障がい研修会	甲賀市役所

月	日(曜日)	時間	事業内容	場所
3	7日(木)	15:30	市発達障がい研修会	甲賀市役所
	8日(金)	10:00	専門学校卒業証書授与式	水口女子専門学校
		13:00	協力企業訪問	甲南町内企業
	12日(火)	13:30	市内中学校卒業式	城山中学校
	13日(水)	15:30	学習支援(小学生)	水口中央公民館
	19日(火)	9:00	市内小学校卒業式	貴生川小学校
	22日(金)	15:15	中学校と情報交換	少年センター
	27日(水)	16:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	29日(金)	9:20	保護司と情報交換	保護司会サポートC

少年センター・あすくる職員研修会



平成30年度甲賀市少年補導(委)員会総会



有害図書等立入調査員研修会



甲賀市・湖南省・日野町少年センター合同連絡会議



第一回甲賀市少年センター協議会



薬物乱用防止研修会



令和元年度甲賀市少年センターの活動内容

資料4

少年センターは、市内の青少年の「非行防止、健全育成」および「安全を守ること」や「困り感をもっている青少年の相談・支援」を行い、少年補導委員と協力して活動の充実を図る。また、各機関・団体との連絡・調整を行い、青少年の健全育成を推進するため、次の六つを重点項目とする。

1、相談活動

少年や保護者、関係機関等から相談を受け諸問題(非行・不良行為、不登校、いじめ、交友、就労就学等)について、相談者の立場に立って解決の方向をさぐり、支援を行う。

来所相談, 電話相談, メール相談, 学校訪問, 学校支援

2、補導活動

少年の非行を未然に防ぐために学校、少年補導委員会、警察署と連携し、青少年の見守りと支援を行う。関係機関・団体等と共に補導活動を行う。

合同街頭補導, 巡回補導, 特別夜間補導, 地域巡回補導等

3、広報・啓発活動

青少年の健全育成を願い、青少年および市民に積極的な啓発活動を展開する。毎月1回少年センターだよりを発行する。そして、「あいコムこうか」の音声放送を活用して、非行防止・非行予防を呼びかける。

また、誘拐防止教室や薬物乱用防止教室、青少年の非行・被害防止強調月間、児童虐待防止推進月間、薬物乱用防止強調月間、子ども・若者育成支援強調月間等の啓発活動に力を入れる。

広報紙の発行, 防犯・防止教室, 各種推進月間・強調月間の取組

4、無職少年対策活動

無職少年に対し、モラルや勤労意欲の高揚を図り、自立・就労のための支援を行う。中学校や高等学校等の訪問や巡回活動を通し、対象者の把握に努める。

有職・無職少年の就労相談と支援, ハローワークの職業指導官との面談, 協力企業の開拓

5、関係機関・団体との連携

青少年の非行防止や健全育成のため、関係機関や関係団体が開催する研修会や関係会議に積極的に参加し、情報交換や連絡調整を行なうなど、連携の強化を図る。関係機関(甲賀警察署、学校教育課・家庭児童相談室・生活支援課)、各種団体(保護司会・民生委員児童委員協議会連合会・更生保護女性会・青少年育成市民会議・区長会・PTA連協)と相互に協力しながら、進めていく。

甲賀警察署, 学校教育課, 家庭児童相談室, 生活支援課, 保護司会, 民児協, 更女会・青少年育成会議

6、環境浄化活動

青少年の健全な育成環境を守るため、滋賀県青少年の健全育成に関する条例に基づく、青少年に有害な図書等(書籍、雑誌、コミック本、DVD、ゲームソフト等)の販売店、レンタル店、カラオケボックス、インターネットカフェ複合施設、携帯電話やスマートフォン等取扱店、刃物やがん具店等への一斉立入調査を警察署・甲賀健康福祉事務所・高校教師と共に実施する。また、携帯電話に対するフィルタリング機能の利用促進を図る。

図書等販売店に対する立入調査

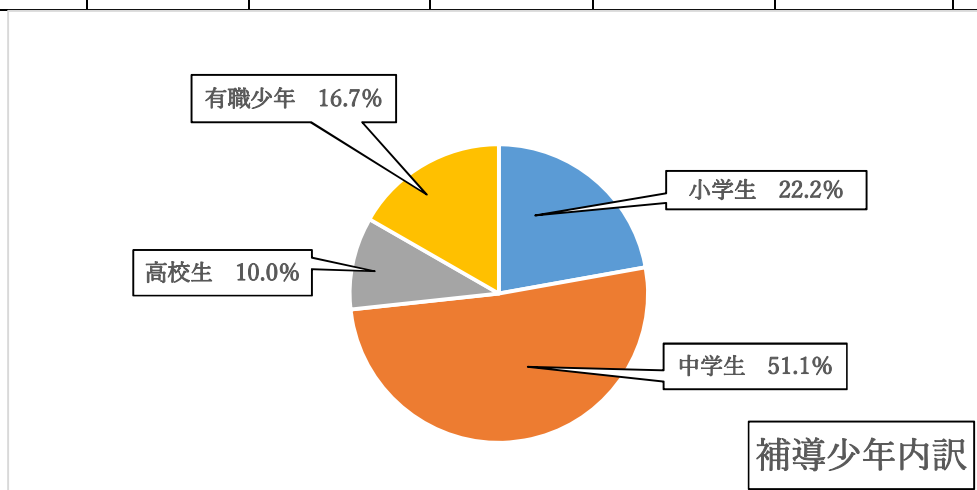
令和元年度 甲賀市少年センター事業計画

月	事業内容
4	＊合同街頭補導8日(月)・11日(木)・19日(金)水口曳山祭宵宮 ＊少年補導(委)員会第1回定例幹事会(地区事務局合同)9日(火) ＊甲賀警察署少年補導員ならびに甲賀市少年補導委員功労者表彰式、 甲賀市少年補導(委)員会総会研修会・27日(土)碧水ホール ＊県少年センター協議会総会 17日(水) ＊少年センターあすくる職員等研修会 24日(水) ＊有害図書等立入調査(2回)
5	＊合同街頭補導15日(水)・23日(木)・27日(月) ＊有害図書等立入調査(2回) ＊立入調査員研修会
6	＊合同街頭補導4日(火)・21日(金)・26日(水)無職少年対策指導員研修会19日(水) ＊有害図書等立入調査(2回) ＊第1回県青少年補導センター所長会議(八幡・竜王少年セ)5日(水) ＊ 第1回センター協議会
7	＊「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」街頭啓発～7日(日)(矢川神社七夕祭り・街頭補導兼ねる)・ 11日(木) (フレンドマート土山店・街頭補導兼ねる)、 27日(土) 甲賀流にんにん大花火(JAこうか・街頭補導兼ねる) ＊合同街頭補導1日(月)・23日(火)(大原祇園宵宮)・27日(土)しがらき火まつり ＊少年補導(委)員会第2回定例幹事会2日(火) ＊有害図書等立入調査(2回)
8	＊合同街頭補導2日(金)・4日(日)白川祇園本宮祭・16日(金)(杣川夏祭り)・19日(月)・21日(水)・27日(火) ＊夏休み中特別巡回補導 ＊フィルタリング調査 ＊有害図書等立入調査(2回) ＊第2回県青少年補導センター所長会議(栗東市少年セ)7日(水)
9	＊合同街頭補導6日(金)・19日(木)・26日(木) ＊少年補導(委)員会第3回定例幹事会3日(火) ＊有害図書等立入調査(2回) ＊フィルタリング調査 ＊ 県青少年補導センター連協研修大会28日(土)忍の里プララ
10	＊合同街頭補導8日(火)・9日(水)・23日(水) ＊図書等一斉立入調査(10～11月) ＊滋賀安全なまちづくり県民大会5日(土) ＊近畿セクター連協奈良大会 ＊有害図書等立入調査(2回) ＊第3回県青少年補導センター所長会議(犬上少年セ)2日(水)
11	＊「児童虐待防止推進月間」「薬物乱用防止強調月間」「滋賀県子ども・若者育成支援強調月間」街頭啓発～ 1日(金) (アルプラザ水口・街頭補導兼ねる) ＊合同街頭補導・6日(水)・15日(金)・26日(火) ＊有害図書等立入調査(2回) ＊ 湖南ブロック少年センター職員研修会22日(金)(貴生川公民館) ＊ 少年センター補導委員研修会(少年センター主催・まちづくり活動センター)30日(土) ＊ 第2回センター協議会
12	＊県下一斉街頭補導(第三金曜日) ＊合同街頭補導2日(月)・11日(水)・13日(金)・20日(金) ＊少年補導(委)員会第4回定例幹事会3日(火) ＊有害図書等立入調査(2回) ＊第4回県青少年補導センター所長会議(米原市少年セ)4日(水)
1	＊・合同街頭補導16日(木)・22日(水) ＊有害図書等立入調査(2回)
2	＊合同街頭補導6(木)・20日(木) ＊有害図書等立入調査(2回) ＊第5回県青少年補導センター所長会議(大津市少年セ)12日(水)
3	＊合同街頭補導2日(月)・11日(水) ＊少年補導(委)員会第5回定例幹事会3日(火) ＊有害図書等立入調査(2回)
	・甲賀市少年センター協議会の開催 ・巡回補導・相談活動随時 ・薬物乱用防止教室・誘拐防止教室(随時) ・少年センターだより発行(毎月1回)

少年センター活動状況（平成31年4月～令和元年5月）

（１）街頭補導活動

巡回補導延べ回数 (内補導委員会計画活動)		比 較	活動延べ 人数	比 較	補導少年	比 較
H31.4 ～R元.5	37 (6)	+2回 (+5.7%)	134	+14人 (+11.6%)	90	+42人 (+87.5%)
H30. 4～5	35 (6)		120		48	



●少年センターが主体となった巡回補導・・・人数（内女子）

※法律違反や不良行為ではないが、非行の芽・兆候が見られる少年への声かけ

（小：小学生 中：中学生 高：高校生 有：有職少年）

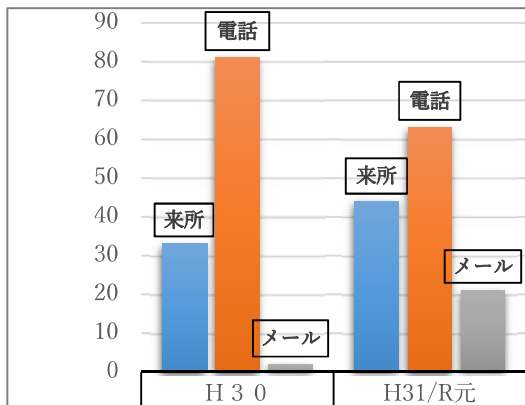
月	日(曜日)	時間	事業内容	備考
4	2日(火)	14:10	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店等 ※小：4（2）中：2（1）
	3日(水)	15:00	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店、公園等
	4日(木)	13:30	センター巡回補導	水口・甲南・甲賀町内公園等 ※小：1
	8日(月)	18:30	合同街頭補導	甲南・水口町内量販店、ネットカフェ等
	9日(火)	15:00	センター巡回補導	水口町内公園等
	10日(水)	15:20	センター巡回補導	水口・土山・甲賀・甲南町内通学路等※中：7（3）
	11日(木)	14:20	センター巡回補導	信楽・水口町内量販店等 ※中：2 高：2（2）
		18:30	合同街頭補導	水口・甲南町内量販店、公園等 ※中：2（2）
	12日(金)	15:30	センター巡回補導	信楽・水口町内公園等
	15日(月)	15:30	センター巡回補導	水口町内公園等 ※中2（1） 高：1
	18日(木)	15:20	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店等 ※小：4 高：2
	19日(金)	19:30	合同街頭補導	水口曳山祭り宵宮会場内 ※喫煙 高：2 ※中：5（5） 有：14（5）

月	日(曜日)	時間	事業内容	備考
5	7日(火)	15:30	センター巡回補導	甲南町内量販店、公園等
	8日(水)	14:30	センター巡回補導	水口・甲南町内 ※小：3(3) 中：2(2)
	9日(木)	14:00	センター巡回補導	土山・甲南町内(不審者対応) ※中：7(2)
	10日(金)	15:00	センター巡回補導	信楽町内量販店、駅等
	13日(月)	15:10	センター巡回補導	水口町内量販店、公園等 ※高：1
	14日(火)	14:30	センター巡回補導	水口町内コンビニ店、公園等
	15日(水)	13:20	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店、公園等 ※高：1(1)
		18:30	合同街頭補導	水口町内量販店、公園等
	16日(木)	14:00	センター巡回補導	甲南・甲賀・水口町内 ※中：2(1)
	20日(月)	15:00	センター巡回補導	水口町内量販店
	21日(火)	14:00	センター巡回補導	信楽町内量販店、駅等 ※中：7(3)
	22日(水)	15:00	センター巡回補導	水口・甲賀・甲南町内量販店、公園等
	23日(木)	18:30	合同街頭補導	甲南・水口町内量販店、公園等
	24日(金)	15:30	センター巡回補導	甲南町内量販店等 ※中1(1) 有1(1)
	27日(月)	15:30	合同街頭補導	信楽町内駅、量販店等
	29日(水)	14:45	センター巡回補導	土山・水口・甲南町内量販店、公園等
	30日(木)	14:20	センター巡回補導	土山・水口町内通学利用バス停 ※小：8(6)
	31日(金)	14:00	センター巡回補導	信楽町内駅等 ※小：5(4)

※不審者情報甲賀市教育委員会事務局学校教育課より

4月：水口町内1件 5月：水口町内2件、土山町内1件、信楽町内1件、湖南市内1件

2. 少年相談受理状況について

相 談 件 数		延べ128件（昨年度延べ116件） + 12件（+10.3%）																																													
																																															
<table><tr><td>来所</td><td>33</td><td>44</td></tr><tr><td>電話</td><td>81</td><td>63</td></tr><tr><td>メール</td><td>2</td><td>21</td></tr></table>		来所	33	44	電話	81	63	メール	2	21																																					
来所	33	44																																													
電話	81	63																																													
メール	2	21																																													
		<table><tr><th>相談者 内 訳</th><th>H30 4～5</th><th>H31.4/ R元.5</th><th>相談対象 少年学職</th><th>H30 4～5</th><th>H31.4/ R元.5</th></tr><tr><td>本 人</td><td>8 3</td><td>8 0</td><td>小学生</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>家 庭</td><td>7</td><td>3</td><td>中学生</td><td>1 9</td><td>4 0</td></tr><tr><td>学 校</td><td>1 2</td><td>8</td><td>高校生</td><td>9</td><td>8</td></tr><tr><td>職 場</td><td>5</td><td>3</td><td>学生その他</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>他機関</td><td>9</td><td>3 3</td><td>有職少年</td><td>7 5</td><td>4 4</td></tr><tr><td>その他</td><td>0</td><td>1</td><td>無職少年</td><td>1 3</td><td>3 6</td></tr></table>	相談者 内 訳	H30 4～5	H31.4/ R元.5	相談対象 少年学職	H30 4～5	H31.4/ R元.5	本 人	8 3	8 0	小学生	0	0	家 庭	7	3	中学生	1 9	4 0	学 校	1 2	8	高校生	9	8	職 場	5	3	学生その他	0	0	他機関	9	3 3	有職少年	7 5	4 4	その他	0	1	無職少年	1 3	3 6			
相談者 内 訳	H30 4～5	H31.4/ R元.5	相談対象 少年学職	H30 4～5	H31.4/ R元.5																																										
本 人	8 3	8 0	小学生	0	0																																										
家 庭	7	3	中学生	1 9	4 0																																										
学 校	1 2	8	高校生	9	8																																										
職 場	5	3	学生その他	0	0																																										
他機関	9	3 3	有職少年	7 5	4 4																																										
その他	0	1	無職少年	1 3	3 6																																										
		本年度の特徴：メール相談、他機関等の相談件数の増加 小学生から中学生への継続相談 中学過年度卒、新卒少年の就労相談増加																																													

※主な相談内容

	怠 学	学 校 学 業	就 労 仕 事	しつけ 生 活	性	いじめ	心の病	その他
H30	7	1 4	7	7 8	1	0	0	9
H31/R 元	0	1 2	2 3	5 8	0	2 4	4	7
比 較	- 7	- 2	+ 1 6	- 2 0	- 1	+ 2 4	+ 4	- 2

●来所した少年の内訳（実数）

※学年年齢適用

- ①有職少年 A (成人) : 1 2 回 ②有職少年 B (1 9 歳) : 2 回 ③有職→無職少年 C (1 7 歳) : 3 回
 ④有職→無職少年 D (1 7 歳) : 3 回 ⑤無職少年 E (1 6 歳) : 1 回 ⑥高校 3 年生 F : 1 回
 ⑦高校 3 年生 G : 1 回

(3) 環境浄化活動

月	日 (曜日)	時間	事業内容	備 考
4	2 日 (火)	14:10	深夜営業店立入調査	インターネットカフェ総合施設 (1 店舗)
	8 日 (月)	18:30	深夜営業店立入調査	インターネットカフェ総合施設 (1 店舗)
	1 5 日 (月)	15:30	有害図書等立入調査	コンビニ店 (6 店舗)
5	1 3 日 (月)	15:10	深夜営業店立入調査	量販小売店等 (新規開店 1 店舗)
	1 4 日 (火)	14:30	有害図書等立入調査	コンビニ店 (6 店舗) 包括指定該当図書 3 冊購入
	2 8 日 (火)	14:00	有害図書等立入調査	コンビニ店 (5 店舗) 量販店 (1 店舗) 包括指定該当図書 3 冊購入、陳列指導 2 店舗

(4) 街頭啓発活動

月	日 (曜日)	時間	事業内容	場 所
4	2 0 日 (月)	6:00	「音声放送番組」少年センターだより	あいコムこうか
5	2 0 日 (月)	6:00	「音声放送番組」少年センターだより	あいコムこうか
	2 1 日 (火)	10:35	「誘拐防止教室」ペープサート劇	土山小学校

(5) 各種会議、研修会、学校訪問等

月	日 (曜日)	時間	事業内容	場 所
4	2 日 (火)	13:30	中学校との情報交換	少年センター
	8 日 (月)	10:00	小学校入学式	貴生川小学校
		13:25	中学校入学式	城山中学校
		14:00	中学校入学式	水口中学校
	9 日 (火)	14:10	協力企業訪問	水口町内企業
		18:30	甲賀市少年補導委員会定例幹事会 (事務局と合同)	水口中央公民館
	1 1 日 (木)	18:30	「学んでいこうカ」甲南教室	S ハウスほほえみ
	1 6 日 (火)	13:30	甲賀署・社会教育スポーツ課・少年センター合同連絡会議	少年センター

月	日(曜日)	時間	事業内容	場所
4	17日(水)	9:00	関係機関との情報交換	甲賀市役所等
	17日(水)	14:00	滋賀県青少年補導センター連絡協議会総会研修会	安曇川公民館
	22日(月)	11:00	中学校との情報交換	少年センター
	23日(火)	15:00	甲南地域区長会	甲南地域市民C
	24日(水)	14:00	滋賀県青少年補導センター・あすくる職員研修会	滋賀県庁
		15:00	土山地域区長会	土山開発センター
	26日(金)	15:00	信楽地域区長会	伝統産業会館
5	27日(土)	9:00	平成31年度甲賀市少年補導(委)員会総会ならびに研修会	碧水ホール
	7日(火)	11:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		13:30	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	8日(水)	13:30	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		15:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	9日(木)	13:30	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	10日(金)	14:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	14日(火)	9:00	市内高等学校との情報交換	少年センター
	15日(水)	10:00	令和元年度甲賀保護区保護司会総会	忍の里プララ
		14:00	学校訪問(情報交換)	市内高等学校
		15:30	学校訪問(情報交換)	市内高等学校
	16日(木)	20:00	土山地区少年補導委員会誘拐防止教室講習会	土山中央公民館
	17日(金)	9:30	自然体験活動担当職員等研修	甲賀市役所
		11:35	関係機関との情報交換	少年センター
		15:00	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動キャンペーン実行委員会	滋賀県庁
	20日(月)	14:30	学校訪問(情報交換)	市内中・高等学校
	21日(火)	13:30	学校訪問(情報交換)	市内高等学校
	22日(水)	14:00	立入調査員研修会	滋賀県庁
	23日(木)	15:00	保護司との情報交換	保護司会サポートC
	28日(火)	10:00	社会を明るくする運動推進委員会	甲賀市役所
		11:00	関係機関との情報交換	甲賀市役所
	30日(木)	9:50	施設訪問(情報交換)	市内施設
		11:00	施設訪問(情報交換)	市内施設
		11:30	中学校との情報交換	少年センター

甲賀市少年センターだより

H.31



甲賀市水口町本丸1-10 水口中央公民館別館二階

TEL 0748-62-6010

FAX 0748-63-3977

E-mail k-syonen@city.koka.lg.jp



2019年度(平成三十一年度)が始まりましたー!

多くの皆様方のご理解とご支援により、甲賀市少年センターは昨年度充実した運営となりました。これらひとえに少年補導(委)員様をはじめ学校、関係機関・団体、ボランティアの皆様方のご尽力のおかげとたいへん感謝しております。厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

甲賀市少年センターは、「真に寄り添い、決して見放さない。」をモットーに、どの子の思いも大切にしながら、相談活動や補導活動を中心としながら少年の非行防止や青少年の健全育成に取り組んでいます。とりわけ困り感をもった子どもの相談に乗り、立ち直り支援を行なっています。今年度も次の六つの活動を重点にして取り組めます。

1、相談活動

少年の抱える悩みや諸問題(非行・不良行為、不登校、いじめ、交友、就労就学等)について相談を受け、相談者とともに解決の方向をさがり、支援を行います。



2、補導活動

少年の非行を未然に防ぐために学校、少年補導(委)員会、警察署と連携し、青少年の見守りと支援を行います。

3、広報・啓発活動

青少年の健全育成を願い、青少年および市民に積極的な啓発活動を展開します。(株)あいコムこうかの音声放送を活用して、非行防止・非行予防を呼びかけます。



4、無職少年対策活動

また、幼児や児童を対象にした誘拐防止教室や薬物乱用防止教室を実施し、更に様々な協調月間や推進月間において啓発活動を行ないます。

無職少年に対し、モラルや勤労意欲の高揚を図り、自立就労のための支援を行います。中学校や高等学校等の訪問や巡回活動をこまめに行ない、対象者の把握に努めます。

5、関係機関・団体との連携

青少年の非行防止や健全育成のため、関係機関や各種団体と密なる連携を図り、共に研修会や講演会等に積極的に参加したり、呼びかけたりしながら情報交換や連絡調整を行います。

6、環境浄化活動

滋賀県青少年健全育成に関する条例に基づき、青少年の健全な育成を阻害する恐れのある有害環境から青少年を守ります。そのために青少年に有害な図書等(DVD、ゲームソフト等含む)の販売店、レンタル店、カラオケボックス、インターネットカフェ複合施設、携帯電話やスマートフォン等取扱店、刃物やがん具等取扱店等への一斉立入調査を関係機関の方々と共に実施し、携帯電話等のフィリタリングの推奨にも力を入れます。

少年非行の抑止や青少年の健全育成につながる様々な活動を模索しながら、一步一步前進していきたいと思っています。今年度も街頭補導や啓発活動を通して多くの少年たちに積極的に手を差し伸べ、少年たちが犯罪の被害に遭わない社会の実現に力を注いでゆきます。

甲賀市少年センターが「子どもたちの相談や支援の場」となり、「心のオアシス」となりますよう職員一同精進してまいりますので、関係機関の皆様方、変らぬご理解ご協力の程よろしく願いたします。

少年センター所長 殿城幸雄

小学6年生を対象にした 薬物乱用防止教室を終える

平成三十年度は、甲賀市内の十七小学校で薬物乱用防止教室を行いました。各地区の補導(委)員さんが講師となって、6年生の児童にわかりやすく講義をしていただきました。

今後は、講義内容

(学習内容)の見直しを図り、一層効果的な薬物乱用防止教室になるよう進めてまいります。



～ 4月のセンター行事予定 ～

- | | |
|---|---------------------------|
| 8日(月)市内小中学校入学式、合同街頭補導(甲南地区) | 11日(木)合同街頭補導(水口地区) |
| 9日(火)補導(委)員会定例幹事会 | 17日(水)県少年センター連協総会研修会(高島市) |
| 12日(金)有害図書等立入調査(第1回) | 23日(火)有害図書等立入調査(第2回) |
| 19日(金)合同街頭補導(水口曳山まつり宵宮) | |
| 24日(水)センター・あすくる職員合同研修会 | |
| 27日(土)甲賀警察署少年補導員・甲賀市少年補導委員功労者表彰式、少年補導(委)員会総会・研修会(碧水ホール) | |

2019年度(平成31年度)甲賀市少年センター職員を紹介します。昨年度同様、次の4名です。よろしくお願いいたします。

所長：殿城 幸雄 次長：安田 諭 指導員：角 直一 補導員：上西 眞弓

少年センターは、青少年の非行防止、健全育成および安全を守ることをめざし、少年補導委員と協力して相談活動・補導活動・広報啓発活動・環境浄化活動・無職少年対策などを行っています。



～こころの宝箱～

平成31年3月12日、市内の中学校で一斉に卒業式が行なわれました。その日の午後、少年センター職員は2班に分かれて街頭補導を行ないました。その時、大型量販店近くで出会った卒業生から「あっ、〇〇先生や。私ら、中学校卒業してん。」と声をかけてくれました。小学3年生以来の対面で、よく覚えてくれていました。これからも出会った子どもたちが記憶に残してくれる関わりや支援をしてゆきたいと、強く感じました。

(市少年センターT記)

困ったときは、ひとりで悩まないで 気軽にお電話を！

秘密厳守・無料

交友関係、生活、いじめ、家族、学業、不登校、就労など

相談日：平日のみ(9時～16時)

年末年始・土・日・祝日は休み

Tel(0748)62-6010 E-mail:k-syonen@city.koka.lg.jp



甲賀市少年センターだより

R.1



甲賀市水口町本丸1-10 水口中央公民館別館二階

TEL 0748-62-6010

FAX 0748-63-3977

メール k-syonen@city.koka.lg.jp



甲賀警察署管内におけ

る少年非行の現状



甲賀警察署生活安全課
課長 小谷正樹

平素は、少年の非行防止、立ち直り支援等の健全育成に多大なるご協力をいただいておりますことを、紙面をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

さて、少年非行の現状についてですが、昨年は県下的には罪を犯す少年や喫煙、深夜はいかい等の不良行為で補導される少年は減少している中で、甲賀警察署管内におきましては増加しました。さらには、福祉犯罪と呼ばれる児童買春や青少年条例などの被害に遭う少年も増加しており、少年の非行防止、保護の両面で予断を許さない状況にあります。

少年非行の中身を見ますと、殺人や強盗などの凶悪犯で検挙される少年

はいなかったものの、暴行や傷害などの粗暴犯や万引き、乗り物盗などの窃盗犯で検挙される少年が増加しました。また、福祉犯の被害に遭う少年のほとんどがスマートフォンを利用したSNS（ソーシャルネットワークサービス）上で異性と知り合って被害に遭っており、中でも誘拐の被害に遭った中学生もいるなど、深刻な事態になっていると思っております。

一方で、交通事故の心配も無くなりません。昨年一〇月には、湖南市内で自転車に乗った高校生がひき逃げに遭い亡くなられるという痛ましい事故がありました。この事故の5日後、被疑者を検挙するに至りましたが、被疑者は一九歳の少年でした。

通学路等に出没する不審者も増えています。昨年は、当署管内では子どもが被害に遭う大きな事件はありませんでしたが、新潟県では小学生女児が殺害されるという大変痛ましい事件が起きました。

こうした子ども達を巡る様々な問題に対して、警察では甲賀市少年センターの皆様や学校などの関係機関の皆様、さらにはボランティアの皆様と連携して対応しております。

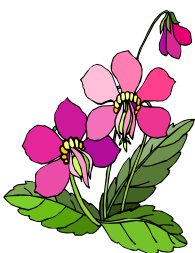
非行を犯した少年については、過ち

を繰り返さないよう関係機関の皆様と連携しながら立ち直り支援を行っております。

スマートフォンについては、警察は非行防止教室の機会に子ども達にその危険性を伝えてまいりたいと考えておりますが、ご家庭におかれましては、今一度、その使い方について子ども達と一緒に考えていただきたいと思います。

交通事故や不審者の出没については、関係機関の皆様と連携しながら、いち早く情報発信をして注意を呼びかけるとともに、子どもも安全リーダーなどのボランティアの皆様のお力をいただきながらパトロールを強化してまいります。

ただ、最後に頼りになるのは、日ごろから子ども達と接しておられるご家族、更には地域の皆様であります。子どもたちが明るく元気に暮らせる社会づくりを目指して、今年も皆様とともに歩んでまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願い致します。



～平成31年度甲賀市少年補導（委）員会総会ならびに研修会の開催～

去る4月27日（土）碧水ホールにおいて総会ならびに研修会が開催されました。

総会においては平成30年度の事業報告・会計収支決算報告、平成31年度の事業計画案・会計収支予算案について審議され、全て承認されました。

総会の席上、少年補導（委）員として少年の非行防止等に5年、10年の長きにわたり尽力されました14人の方々に永年勤続功労として、表彰状と記念品が贈られました。

○ 10年勤続功労者表彰

信楽地区・・・脇阪 昇 様

○ 5年勤続功労者表彰

水口地区・・・池本 壽志 様 北出 孝子 様

坂本 正太郎 様 林田 一子 様

宮城 善美 様 山田 長則 様



土山地区・・・木村 茂 様

村上 明子 様

甲賀地区・・・北澤 みゆき 様

瀬古 祐嗣 様

藤江 慎二 様

甲南地区・・・倉田 啓介 様

信楽地区・・・片木 享央 様



受賞おめでとうございます！

総会後の研修会では、甲賀地区更生保護女性会会長 辻 好子氏から「更正保護女性会の活動について」と題する講演を拝聴し、また甲賀市少年補導委員会副会長 前田武広氏からは「薬物乱用防止教室のすすめ方」と題する講義を受けました。

これらの研修内容は、地区の少年補導（委）員が今後、関係団体との連携の推進や薬乱防止教室を実施していくうえで参考となるものばかりであり、大変有意義な研修会となりました。

お父さん、お母さん、子ども達を見ていますか？



本年は新年度早々の5月1日から元号が「令和」に改元され、世間では新しい時代の到来に関心が向いています。しかし、子ども達にとって今の時期は進学や就職などで周囲の環境が大きく変化する時期です。

中にはこのような変化についていけず、落ち込んだり悩んだりする子どももいます。

子ども達のこのような変化に最初に気付けるのもお父さん、お母さんです。

この時期、子ども達の様子を少し注意深く見ていただき「何か悩んでいるなあ～」と感じたら、さりげなく声をかけてあげてください。

困ったときは ひとりで悩まないで 気軽にお電話を！！

秘密厳守・無料

交友関係、生活、いじめ、家族、学業、不登校、就労など

相談日：平日のみ（8時30分～17時15分）

年末年始・土・日・祝日は休み

0748(62)-6010

k-syonen@city.koka.lg.jp



○甲賀市少年センター条例

平成 17 年 6 月 24 日

条例第 44 号

改正 平成 25 年 12 月 18 日 条例第 36 号

(設置)

第 1 条 少年補導活動及び少年相談活動等を総合的かつ効果的に行い、少年の非行を防止し、少年の健全な育成を図るため、甲賀市少年センター（以下「少年センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
甲賀市少年センター	甲賀市水口町本丸 1 番 10 号

(事業)

第 3 条 少年センターは、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 少年の健全育成に関すること。
- (2) 少年相談に関すること。
- (3) 少年支援に関すること。
- (4) 少年の非行防止に関すること。
- (5) 少年補導に関すること。
- (6) 有害環境の浄化に関すること。
- (7) 情報・資料の収集及び整理に関すること。
- (8) その他少年センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(協議会)

第 4 条 教育委員会の諮問に応じて少年センターの円滑な運営を調査し、審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、甲賀市少年センター協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者

- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係教育機関の職員
- (4) 教育委員会が指名する職員
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織、運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(職員)

第5条 少年センターに、所長その他必要な職員を置く。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、甲賀市教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

付 則 (平成25年条例第36号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○甲賀市少年センター条例施行規則

平成 17 年 6 月 30 日

教育委員会規則第 16 号

改正 平成 18 年 3 月 30 日教委規則第 11 号

平成 26 年 1 月 29 日教委規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、甲賀市少年センター条例（平成 17 年甲賀市条例第 14 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第 2 条 甲賀市少年センター（以下「少年センター」という。）において所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 条例第 3 条に掲げる事業の企画実施に関すること。
- (2) 甲賀市少年センター協議会（以下「協議会」という。）に関すること。
- (3) 甲賀市少年補導委員（以下「少年補導委員」という。）に関すること。
- (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 少年センターの管理に関すること。
- (6) 少年センターの庶務に関すること。

(協議会の会長)

第 3 条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の会議)

第 4 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の運営)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に

諮って定める。

(相談業務)

第6条 条例第3条第2号に掲げる相談業務（以下「相談業務」という。）の時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 相談業務の休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和28年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

(少年補導委員)

第7条 少年センターに少年補導委員を置く。

2 少年補導委員は、教育委員会が委嘱する。

3 少年補導委員の定数は、79人以内とする。

4 少年補導委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の少年補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 少年補導委員は、再任することができる。

(少年補導委員の任務)

第8条 少年補導委員は、少年センターの事業目的達成のために次の任務を行う。

(1) 少年の保護及び少年補導

(2) 非行少年等の早期発見及び継続補導

(3) 少年をめぐる有害環境の浄化

(4) 非行防止のための地域社会に対する啓発

(5) 非行防止対策に必要な地域団体との連携及び連絡調整

(6) 前各号に掲げるもののほか、少年の非行防止対策のために必要と認められる事項

(少年補導委員の服務)

第9条 少年補導委員は、その職務上知り得た事項については厳に秘密を保持しなければならない。

2 少年補導委員は、常に他の少年補導委員との連絡を密にし、知識の向上に努めなければならない。

- 3 少年補導委員が、補導活動その他任務に従事するときは、常に少年補導委員証（別記様式）を携帯しなければならない。

（専決事項）

第10条 所長は次に掲げる事項を専決することができる。

- （1） 少年センターの事業の企画実施に関すること。
（2） 少年センターの管理、運営及び職員の服務に関する軽易な事項

（公印）

第11条 少年センターが使用する公印の名称、ひな形、寸法及び用途等は、次のとおりとし、所長がこれを保管する。

公印の名称		ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)	用途
少 年 セ ン タ ー 所 長 甲 賀 市 少 年 セ ン タ ー 所 長	甲賀市少年センター所長		れい書	方 2 1	所長名をもって発する文書用

- 2 公印の取扱いについては、甲賀市公印規則（平成16年甲賀市規則第10号）の規定を準用する。

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

付 則（平成18年教委規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第5条第4項の規定にかかわらず、少年補導委員の任期は、平成18年度の委嘱する者に限り平成18年6月1日から平成20年3月31日までとする。

付 則（平成26年教委規則第8号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式(第9条関係)
甲賀市少年補導委員証

(表面)

		第		号	
		甲賀市少年補導委員証			
写真					
氏名					
生年月日					
任期		年	月	日から	
		年	月	日まで	
		年	月	日交付	
甲賀市教育委員会 印					

(裏面)

注意事項	
1 本証は、甲賀市少年センター設置条例施行規則第9条第4項の規定に基づくものである。	
2 本証は、少年補導委員が街頭補導等その任務に従事するときは、必ず携帯しなければならない。	
3 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。	
4 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。	
5 退職その他の理由により少年補導委員としての身分を失ったときは、直ちに本証を返還しなければならない。	

別記様式（第9条関係）